

医療情報取得加算に関する掲示

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。

患者様よりお預かりした、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を適切に管理し、診察を行います。

令和6年6月1日より、国が定めた診療報酬改定にともない、診療報酬を下記の通り算定いたします。

- 初診時 医療情報取得加算 1点
- 再診時（3か月に1回に限り算定）
医療情報取得加算 1点



木秀クリニック